

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成21年長崎市告示第156号。(以下「要綱」という。)) 第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年5月30日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

高尾小学校校舎等改築に伴う基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

高尾小学校校舎等改築に伴う基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル説明書及び建築設計業務委託特記仕様書(以下「説明書等」という。)による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日(金)まで

(4) 履行場所

長崎市高尾町7-49

(5) 業務委託契約予定価格の上限

171,000,000円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしている特定設計業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

(1) 共同企業体としての要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同事業体は、2者で構成するものとし、2(2)及び2(3)の代表構成員の資格要件を満たすものの1者と、2(2)及び2(4)のその他構成員の資格要件を満たすものの1者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となることができない。

ウ 一構成員の出資比率の最小限度は30%とする。また、代表構成員の出資比率は最大であること。

エ 共同企業体の存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

(ア) 当該業務の委託契約の相手方となった共同企業体

成立してから、当該業務の委託契約の履行後3か月以上

(イ) 当該業務の委託契約の相手方とならなかった共同企業体

成立してから、当該業務の委託契約が締結された日まで

オ 共同企業体の一構成員の代表者が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者を兼ねていないこと。

(2) 共同企業体のすべての構成員の資格要件

ア 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

イ 参加表明書の提出期限までに、長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に「建築関係建設コンサルタント」の業種で登録がある者であること。

ウ 2(2)イの名簿に地域区分が「市内」としての登録がある者であること。

エ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。

カ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

キ 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。

ク 共同企業体と、本プロポーザルに参加する他の共同企業体に資本及び人的関係がある者が含まれていないこと。

ケ 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

コ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(3) 代表構成員の資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士の資格を有する者で、直接かつ恒常的な雇用関係にある者を2名以上配置し、そのうち1名を管理技術者、1名を主任技術者として配置できる者であること。

(4) その他構成員の資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士の資格を有する者で、直接かつ恒常的な雇用関係にある者を1名以上配置できる者であること。

3 説明書等の交付期間及び方法

(1) 説明書等の交付期間

公告日から令和7年6月13日(金)午後5時30分

(2) 説明書等の交付方法

説明書等は、本市のホームページからダウンロードして取得すること。

4 参加表明書の提出期限及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年6月13日(金)午後5時30分必着

(2) 参加表明書の提出方法

本手続に参加しようとする者は、(3)に示す書類を作成し、以下の方法により提出すること。

ア (3)提出書類のアについては、押印のうえ、長崎市建築部建築課に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送付に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

イ (3)提出書類のイ〜カについては、データ(PDF形式)をCD-ROM等の電子媒体により長崎市建築部建築課の場所に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法により提出するか、電子メールによって送信すること。

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(要綱第1号様式)

イ 設計JVの結成に係る協定書の写し(出資比率の内容が確認できるものに限る。)

ウ 代表者への委任状

エ 担当者連絡先(様式ア)

オ 配置予定者調書(様式エ)※資格を証明するものの写しを添付すること。

カ 業務実施体制(様式カ)

キ 2提案資格を証明する書類(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有していることを証明する書類)

5 参加資格の通知及び提案書の提出要請の通知

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日: 令和7年6月17日(火)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）に記載のうえ、データ（PDF形式）を12 担当課（事務局）あてに電子メールにより送信し、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問書の提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時30分必着（提出期限内に(3)送信先に到達していること。）

(3) 質問書送信先

長崎市 建築部 建築課 長崎市役所 17階

E-mail: kenchiku@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年6月24日（火）午後5時30分までに質問を取りまとめ、直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時30分必着（提出期限内に12 担当課（事務局）に到達していること。）

(2) 提案書の提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書の7に記載している所定の要領に従って提案書（要綱第4号様式）及びその他必要となる書類を作成、提出すること。

8 ヒアリング（提案書の提出者による説明及び質疑応答）の実施

(1) ヒアリングの実施の有無 有

(2) 7に基づき提案書を提出した者には、一次審査を経て、ヒアリングへの参加を要請する又は要請しない旨について通知する。

通知予定日：令和7年7月25日（金）

(3) ヒアリング予定日：令和7年7月29日（火）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

通知予定日：令和7年7月25日（金）

9 受託者の決定

(1) 審査方法

ア 一次審査及び二次審査は、特定審査委員会において非公開で行う。

イ 一次審査

提案書の提出者が5者を超える場合は、提案書について、8(2)評価基準のうち「予定技術者の資格及び経験、実施体制の充実度」について審査し、評価点の合計について上位5者をヒアリング参

加要請者として選定する。

ただし、特定審査委員会が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りではない。

ウ 二次審査

一次審査で選定した者に対し、説明書の6に記載している所定の要領に従ってヒアリングを行い、9(2)評価基準に基づき審査し、委員全員の評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者として特定するとともに、次点についても選出する。

(2) 評価基準は次のとおりとする。

評価項目		評価の着目点・提案事項	判断基準		配点
予定技術者の資格・経験、実施体制の充実度	予定技術者の資格	十分な資格のある技術者が配置されているか評価する。	A = 5点 B = 3点 C = 0点	管理技術者及び主任技術者を除き、一級建築士を2名以上配置している 管理技術者及び主任技術者を除き、一級建築士を1名以上配置し、かつ二級建築士を1名以上配置している 管理技術者及び主任技術者を除き、一級建築士を1名以上配置している	5点
	管理技術者の実績	管理技術者の同種又は類似業務の実績(※1)について、実績件数を評価する。	A = 5点 B = 3点 C = 0点	同種業務の実績が2件以上ある 同種業務の実績が1件以上又は類似業務の実績が2件以上ある 上記以外	5点
	主任技術者の実績	主任技術者(建築意匠)の同種又は類似業務の実績(※1)について、実績件数を評価する。	A = 5点 B = 3点 C = 0点	同種業務の実績が2件以上ある 同種業務の実績が1件以上又は類似業務の実績が2件以上ある 上記以外	5点
	実施体制の充実度	意匠、構造、設備等の業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを評価する。	A = 5点 B = 3点 C = 0点	担当者の配置や構成が明確であり、十分に対応できる 担当者の配置や構成が明確であり、ある程度対応できる 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない	5点
業務実施方針	実施手順	①業務の進め方 ア 成果物等(報告書及び図面、積算関係書類等)の品質向上を図るための方法 イ 履行期間内に求める成果物を作成し、業務を計画的に進めるためのスケジュールの組み立て方や管理方法等の業務の進め方 ウ 関係者間の連携等をどう行うかなどの取組体制	A = 5点 B = 3点 C = 0点	優れている 適切である 不適切である	5点
		②コストコントロールの考え方 ア 想定工事費内で事業が進められるよう、適切な時期に建設コストの検証を行うなどの具体的な手順が示されているか	A = 10点 A' = 8点 B = 6点 B' = 3点 C = 0点	優れている やや優れている 適切である やや不適切である 不適切である	10点

		③ 工事工期の設定の考え方	ア 敷地条件を踏まえ、的確な工事工期の設定を行うにあたっての具体的な手順が示されているか	A = 10点 優れている A' = 8点 やや優れている B = 6点 適切である B' = 3点 やや不適切である C = 0点 不適切である	10点
技術提案	整備方針に対する提案	① 教育環境の向上	ア 近隣環境と、学校全体の運営や生徒及び学校関係者の動線の効率性、安全性、利便性に配慮するとともに、良好な学習環境を実現するための施設計画の考え方についての提案 イ 個別指導や少人数指導・グループ活動など、多様な学習展開に対応できる提案 ウ コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用するために必要な環境を整え、1人1台の端末を使用し、多様な学習が展開できることで学習活動の充実を図ることができる提案	A = 10点 優れている A' = 8点 やや優れている B = 6点 適切である B' = 3点 やや不適切である C = 0点 不適切である	10点
		② 安全・安心・快適	ア 児童が健康に過ごすための感染症対策等の観点から通風、換気などを十分確保できる換気計画についての提案 イ 児童が快適に過ごすための環境計画についての提案（例：適切な採光計画や空調設備の導入） ウ 児童が安全に過ごすための防犯計画についての提案（例：不審者対策や防犯監視システムの設置等） エ 児童及び学校行事等で来校する保護者や地域住民等が安心して学校生活を過ごすためのバリアフリー計画についての提案（例：エレベーターやバリアフリースイールの配置計画、スロープ・手すりの設置、ユニバーサルデザインの採用等）	A = 5点 優れている B = 3点 適切である C = 0点 不適切である	5点
		③ 地域の拠点	ア 災害時に地域の避難所としての役割を果たすため、起こりうる災害のリスク等を十分考慮した防災拠点としての施設の構造・形態に関する提案 イ 地域と連携できる学校づくりのため、学校や地域の歴史、特色に根付いた活動の推進を図れる施設の構造・形態に関する提案	A = 5点 優れている B = 3点 適切である C = 0点 不適切である	5点
		④ 環境負荷低減	ア 施設全体を環境教育の教材として活用するための提案（例：太陽光発電システムや雨水利用システム等） イ 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を行うため、ZEB Readyの達成及び将来的なZEB達成の検討のための提案（例：省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等）	A = 5点 優れている B = 3点 適切である C = 0点 不適切である	5点
		⑤ 施設の長寿命化	ア 長寿命化計画の主旨に沿ったメンテナンス性の向上とライフサイクルコスト削減に向けた具体的方策	A = 5点 優れている B = 3点 適切である C = 0点 不適切である	5点

	建替えのプロセスに関する提案	ア 敷地条件を十分に反映した上で、工事中の児童等への配慮、コスト、工期の縮減を考慮した提案となっているか	A = 10点 A' = 8点 B = 6点 B' = 3点 C = 0点	優れている やや優れている 適切である やや不適切である 不適切である	10点
	工期、建設コスト削減手法の提案	ア 職人不足等を踏まえた工期の縮減やインシヤルコストの縮減に向けた具体的かつ実現可能な手法が多く提案されているか。	A = 10点 A' = 8点 B = 6点 B' = 3点 C = 0点	優れている やや優れている 適切である やや不適切である 不適切である	10点
	その他	提案に特に優れた点や仕様書に付加すべき内容がある場合に評価する。	A = 5点	特に優れた点や仕様書に付加すべき内容がある	5点
業務費見積額			評価の合計点が同点の場合は最も低い見積額を提案した業者を受託候補者として特定する。		—

※1 同種又は類似業務の実績…次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

①平成27年(2015年)4月1日から公告日までに完了した施設の設計業務実績

②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

③次を満たす施設の設計業務実績

(ア) 同種業務の実績における対象業務は、「学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)のうち、地方公共団体が設置する小学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校)」の新築又は増築に係る基本計画策定業務、基本設計業務、又は実施設計業務のいずれかのうち、延床面積5,000㎡以上のものに関する業務を指す。

(イ) 類似業務の実績における対象業務は、「特殊建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1(イ)欄に掲げる用途(2)の共同住宅、寄宿舎及び(4)から(6)の用途を除く))」の新築又は増築に係る基本計画策定業務、基本設計業務、又は実施設計業務のいずれかのうち、延床面積が1,000㎡以上のものに関する業務を指す。

(3) 特定審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	建築部	次長	田邊 猛
委員	建築部建築課	課長	諸岡 憲明
	建築部設備課	課長	井崎 伸二
	教育委員会教育総務部学校施設課	課長	中神 亮
	教育委員会学校教育部学校教育課	課長	荒木 俊明

(4) 決定及び非決定結果の通知

市長は、特定審査委員会からの報告に基づき、受託候補者及び次点を決定した上で、決定及び非決定結果を、ヒアリングに参加したすべての者に対し、令和7年8月5日(火)(予定)に通知する。

なお、通知後に、受託候補者及び次点に決定されたものを長崎市のホームページで公表する。

(5) 市長は、決定された受託候補者と長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容(委託条件、仕様書等)については、提案内容を基に契約段階で修正を行うことがある。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
 - ア 提出された書類が提出期限、提出先、提出方法に適合しない場合
 - イ 提出された書類に記載すべき事項の全部が記載されていない場合
 - ウ 2に示す提案資格を満たさないこととなった場合
 - エ 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 9(3)に示す委員と接触があった場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- (10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を12 担当課（事務局）に届け出なければならない。

12 担当課（事務局）

〒850-8685

長崎市魚の町4-1 長崎市役所17階

長崎市建築部建築課

電話 095-829-1186

電子メールアドレス kenchiku@city.nagasaki.lg.jp